

☒ 長時間労働者関係 ・ ☐ 高ストレス者関係 【該当するものを選択】

面接指導結果報告書					
対象者	氏名	津 山 三 郎		事業場名	岡山機器販売株式会社
	年齢	35 歳	男・女	電話番号	086-000-0000
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)	太枠の部分 にご記入くだ さい（記入例赤字）				
疲労の蓄積の状況 【長時間労働者のみ】					
	0. (低)	1.	2.	3. (高)	
心理的な負担の状況 【高ストレス者のみ】	(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点			(医学的所見に関する特記事項)	
その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり ()				
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再接触（時期： _____） 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介			(その他特記事項)

就業上の措置に係る意見書			
就業区分		0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業	
就業 上 の 措 置	労働時間 の短縮 (考えられるもの に○)	0. 特に指示なし	
		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで	
		5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）	
	労働時間以外 の項目 (考えられるもの に○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	2. 時間外労働の禁止	
		6. その他	
		3. 就業時間を制限 時 分 ～ 時 分	
措置期間	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	
	1)		
	2)		
	3)		
職場環境の改善に関する意見 【高ストレス者のみ】			
医療機関への 受診配慮等			
その他 (連絡事項等)			

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)	
	医師氏名 (押印不要)	

※ 本報告書及び意見書は、労働安全衛生規則第 52 条の 6 の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを 5 年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）及び同規則第 52 条の 18 の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを 5 年間保存すること。当該記録は労働者の心理的な負担の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。